

4月10日（土）和歌山県剣道連盟理事会決定事項の報告

- ・理事推薦母体の中に女子部を新設し女子部からの理事2名とする
- ・会長推薦（女子部）は削除する。
- ・専門委員会の女子部委員会を女子委員会とする。

会則の変更

10条 ⑤ 理事30名以内を→35名以内とする。

10条 ③ 理事は各支部、居合道部、杖道部からの推薦、並びに会長推薦（学識経験者を含む）とする。

↓

③ 理事は、各支部、女子部、居合道部、杖道部および会長より推薦された者を委嘱する

11条 （常任理事の定数12名する）→（常任理事の定数13名とする）

以上のように変更されましたのでご報告いたします。